



奥尻町医療職員奨学資金貸付概要

奥尻町では、保健師を含む医療職員を確保するため、奨学資金の貸付制度を実施しています。この貸付制度は、資格取得後に本町に一定期間勤務することにより償還が免除されるものです。

- ① 貸付対象者 保健師を養成する学校又は養成所に在学又は入学しようとする者
- ② 貸付条件 保健師資格取得後に奥尻町に勤務すること
- ③ 貸付額 月額 普通貸付 50,000 円・特別貸付 100,000 円
- ④ 貸付期間 入学した月（申請のあった月）から卒業する月まで
（年度途中の申請の場合、当該年度から適用する。）
- ⑤ 貸付方法 毎月額の振り込みによる
- ⑥ 連帯保証人 2人（ただし、1人は法定代理人）
- ⑦ 償還免除 奥尻町が定める年数を勤務した場合は償還を免除します。

修学年限又は貸付期間	貸付区分	貸付月額	貸付年額	返済免除となる勤務年数
修学年限又は貸付期間1年	普通貸付	50,000 円	600,000 円	勤務年数 3年
	特別貸付	100,000 円	1,200,000 円	勤務年数 5年
修学年限又は貸付期間2年	普通貸付	50,000 円	1,200,000 円	勤務年数 4年
	特別貸付	100,000 円	2,400,000 円	勤務年数 6年
修学年限又は貸付期間3年	普通貸付	50,000 円	1,800,000 円	勤務年数 5年
	特別貸付	100,000 円	3,600,000 円	勤務年数 7年
修学年限又は貸付期間4年	普通貸付	50,000 円	2,400,000 円	勤務年数 6年
	特別貸付	100,000 円	4,800,000 円	勤務年数 8年

※ 申請者が多い場合など貸付できないことがあります。詳しいことについては、奥尻町のホームページなどで確認してください。

